

日本代表等選考規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすラグビー連盟(以下、「当法人」という。)における代表チームプログラムに参加する事が出来る車いすラグビー強化指定選手(以下、「強化指定選手」という)・強化指定スタッフ(以下、「強化指定スタッフ」という。)、及び大会派遣時の日本代表選手(以下、「代表選手」という。)及び日本代表スタッフ(以下「代表スタッフ」という。)の選考について必要な事項を定める。

(代表チームプログラム)

第2条 当法人は、車いすラグビー日本代表チームプログラム(以下、「プログラム」という。)を実施する。

2 プログラムとは日本代表強化合宿、遠征等の強化事業を示す。

3 プログラムには現行の強化指定選手及び強化指定スタッフに加えて、強化委員会(以下、「当委員会」という。)が当規程第7条に規定する評価方針で当該年度の代表チームにふさわしいと判断した選手及びスタッフを招集することができる。

(選考会議)

第3条 前期末の強化指定選手・強化指定スタッフ選考会議に加えて、強化指定選手・強化指定スタッフ追加選考会議、大会派遣時の代表選手・代表スタッフ選考会議を必要に応じて開催する事ができる。

2 選考会議は、強化委員長が強化委員会担当理事、ゼネラルマネージャー、ヘッドコーチを招集し、その議長となる。ただし、強化委員長が招集できない時は、その任を強化委員会担当理事、ゼネラルマネージャー、ヘッドコーチに委託することができる。

3 選考会議の議事は、委任を含む前項の全員が出席し、出席した全員の賛成をもって決する。

4 会議は書面又は電磁的方法によって開催する事ができる。

5 選考会議を開催した時は、議事録を作成の上保存する。

6 当法人の理事長、副理事長、理事および各専門委員長は、選考会議に出席し、意見を述べる事ができる。

7 強化委員長が必要と認めるとき、選考会議に当法人内外より参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

8 ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチの選考に関しては別途定める。

第2章 ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチ選考

(ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチ選考対象要件)

第4条 国内又は国外においてヘッドコーチ又はコーチとして車いすラグビーにおける実績を有する者かそれに準ずる者。

(評価方針)

第5条 ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチとなるには、下記の要件のうち1つ以上を満たしていなければならない。

①選手らが最高のパフォーマンスを発揮するため、スポーツ科学やスポーツ医・科学の知識・技

能を身に付けていることはもとより、スポーツの意義と価値を理解している者。

②客観的な基準や保有資格のみに基づいて選択決定を下すことは不可能であり、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーション能力、意思決定力、マルチタスクと批判的思考のような主観的要素を有する者。

③選手・スタッフの自立やパフォーマンスの向上を支援するために、常に自身を振り返りながら学び続けることができ、いかなる状況においても前向きかつ直向きに取り組みながら、共に成長することができる者。

④コーチングを通じて、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることができる者。

⑤選手の生涯を通じた人間的成長を長期的視点で支援することができる者。

⑥選手や選手を支援する関係者が、お互いに感謝・信頼し合い、かつ協力・協働・協調できる環境をつくることができる者。

⑦登録クラブチームのコーチからの推薦、または当委員会からの推薦。

⑧日本スポーツ振興センター、日本パラリンピック委員会や同様の協働機関からの推薦。

(選考及び取消)

第6条 ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチ選考は当委員会の推薦により理事会の議決を持って契約を締結する。

2 選考後、傷病等により業務を遂行できない事態が発生した場合、又はガバナンス・コンプライアンス規程違反等の事実が発覚した場合は、ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチとしての契約を解除する事がある。

3 ゼネラルマネージャー及びヘッドコーチよりの求めに応じて、契約を解除する事がある。

第3章 選手選考

(強化指定選手選考対象要件)

第7条 当法人の登録選手(以下、選手という。)が強化指定選手の選考対象となるには、最低限次の要件を満たしていなければならない。

①当該年度において、当法人の登録選手で、成績良好であること。

②日本国籍を有しており、代表選考時、有効な日本のパスポートを保有していること。選考の際有効なパスポートがない場合は、日本国籍取得の申請と国籍取得までのタイムラインを文書で報告しなければならない。

③当法人または国際車いすラグビー連盟(IWRF)の有効なクラス分け(0.5～3.5点)を有すること。

(プログラム招集要件)

第8条 招集には次の条件のうち1つ以上が必要となる。

①代表チームのパフォーマンスレベルに照らした、代表チームヘッドコーチによる評価で招集に値すると認められること。

②代表チームヘッドコーチ及び強化委員会による主観的なパフォーマンス評価が得られること。

③招集は当法人に登録したクラブチームコーチの推薦と強化委員会との協議に基づき決定される。また、これに限定されることなく強化委員会により主観的に決定される。

④試合の映像、統計値や結果に基づいて評価が得られること。

2 強化指定選手に指定されていない場合においても、特例で下記の要件のうち1つ以上を満たす場合プログラムに招集されることがある。

①前期の任意の競技会において、代表チームヘッドコーチからスカウトされた場合。

- ②第2条及び第4条第1項を満たしていると認められる場合。
- ③当該選手が過去に代表チームに選出されていた場合。

(代表選手評価方針)

第9条 当法人における代表選手選考時の評価方針は下記のとおりである。当該代表選手は卓越した車いすラグビーのスキルおよび知識を実証し、総合的に見てそのパフォーマンスが現行の代表選手のパフォーマンスを向上させる潜在力を有するものとする。

- ①身体能力、運動能力(スピード、持久力、俊敏性、身長・体重)
- ②技能(車いすの操作技術、パスの正確さと範囲等)
- ③思考・判断・表現力(リーダーシップ、コミュニケーション能力、決断力、闘志等)
- ④競技者としての環境(トレーニング環境、生活と競技のバランス等)
- ⑤チームとしての戦力・総合力に必要な選手構成の観点から総合的に評価する

(強化指定選手選考、代表選手選考及び取消)

第10条 当委員会は前条の評価基準に基づき、それぞれの大会の都度強化指定選手の内より、各大会へエントリー可能な人数の代表選手を選出する。

2 選考後、本大会開始までに傷病等により競技力を発揮できない事態が発生した場合、又はガバナンス・コンプライアンス規程違反等の事実が発覚した場合は、強化指定選手又は代表選手としての資格を取り消す事がある。

3 選考された強化指定選手・代表選手の求めに応じて、資格を取り消す事がある。

4 代表選手の任期は代表チームが解散するまでとする。ただし、再任は妨げない。

第4章 スタッフ選考

(強化指定スタッフ選考対象要件)

第11条 当法人の登録スタッフ・各専門委員会の所属委員(以下、スタッフという。)が強化指定スタッフの選考対象となるには、当法人のスタッフで車いすラグビーにおける実績を有する者かそれに準ずる者。

(プログラム招集要件及び評価方針)

第12条 当法人のスタッフより、プログラムに招集される強化スタッフ及び代表スタッフの選考対象となるには、下記の要件のうち1つ以上を満たしていなければならない。

- ①当該年度において当法人の強化委員会や医事・科学委員会等の委員会の委員で、選手らが最高のパフォーマンスを発揮するために必要とされるスキルを保有すること。
- ②客観的な基準や保有資格のみに基づいて選択決定を下すことは不可能であり、チームワーク、リーダーシップ、コミュニケーション能力、意思決定力、マルチタスクと批判的思考のような主観的要素を有する者。
- ③日本代表コーチ及び、または当委員会による主観的なパフォーマンスが評価されていること。
- ④過去にプログラムに招集されていること。
- ⑤登録クラブチームのコーチからの推薦、または当委員会もしくは医事・科学委員会からの推薦。
- ⑥日本スポーツ振興センター、日本パラリンピック委員会や同様の協働機関からの推薦。

(選考対象)

第13条 強化スタッフまたは代表スタッフの選考対象となる役割は以下の通りである。アシスタントコーチ、育成コーチ、リクルーター、アナリスト、ビデオ撮影者、通訳、マネージャー、メカニック、メ

ディアディレクター、医師、スポーツ心理学者、アスレチックトレーナー等、看護師・理学療法士等の国家資格を有するコ・メディカルスタッフ及び選手の最高のパフォーマンスに必要と考えられるその他の役割。

(強化指定スタッフ選考、代表スタッフ選考及び取消)

第14条 当委員会は前条の評価基準に基づき、それぞれの大会の都度強化指定スタッフ選手の内より、各大会へエントリー可能な人数の代表スタッフを選出する。

2 選考後、本大会開始までに傷病等により業務を遂行できない事態が発生した場合、又はガバナンス・コンプライアンス規程違反等の事実が発覚した場合は、強化指定スタッフ又は代表スタッフとしての資格を取り消すことがある。

3 選考された強化指定スタッフ代表スタッフの求めに応じて、資格を取り消す事がある。

4 代表スタッフの任期は代表チームが解散するまでとする。ただし、再任は妨げない。

第5章 その他

(細則)

第15条 その他細則を下記の通り定める。

①強化指定選手及び強化指定スタッフは、社会規範を尊重し当法人が定める諸規程を遵守していなければならない。

②強化指定選手及び強化指定スタッフは、日本を代表するにふさわしく、かつ参加各国・地域との友好と国際親善に寄与できる者とする。

(不服申立への対応)

第16条 強化指定選手、強化指定スタッフ、代表選手選考もしくは代表スタッフの決定に対する不服申し立てがあった場合、下記構成の人員がその対応に当たる。

①強化委員会担当理事。

②強化委員長及び強化委員より1名以上。

③元代表選手1名。技術的専門知識を持つことが望ましい。

④当該専門委員長1名。技術的専門知識を持つことが望ましい。

⑤当法人理事長。

2 当法人内で十分な説明を行うことにより対処・解決することを優先する。それでも解決されず、外部機関・組織不服申し立て(上訴)が行われた場合には、想定される上訴受理の外部機関(日本パラリンピック委員会、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ仲裁機構等)の仲裁・調停などの決定内容に従って解決するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 本規定は2011年4月1日より施行する。

2017年7月22日改訂

2019年4月1日改訂

2021年3月6日改訂